

令和 8 年 7 月 8 日

◎金岡委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎金岡委員長 本日の委員会は、委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案について、内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 2 号議案から第 8 号議案、報第 1 号議案、報第 2 号議案以上 9 件については、全会一致をもって、また、第 1 号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総合企画部についてであります。

第 1 号「令和 8 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「地域活性化支援事業費補助金」の拡充について、執行部から、一定の集客が見込める施設を管理・運営する自律性向上団体を対象に、ふるさと納税型クラウドファンディングの仕組みを活用し、県立施設におけるサービスの高付加価値化に向けた新たなプロジェクトを後押しするためのメニューを追加するものである。資金調達的方式としては、目標金額に達した場合のみ資金を受け取る All or Nothing（目標達成）型と、目標金額にかかわらず、集まった資金を全て受け取れる All in（実行確約）型から選択可能とし、上限を設けず柔軟に運用していくものであるとの説明がありました。

委員から、資金調達は All or Nothing 型と All in 型の 2 つの方法から選択することができるため、補助事業者が悩む面もあると思うが、県としてどうフォローしていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、施設を所管する課が万全なフォローをすることに加え、当初予算で契約しているクラウドファンディングサイト事業者にも伴走支援に入ってもらうことを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、目標達成型で目標金額以上の資金が集まった場合は、どういう対応になるのかとの質疑がありました。

執行部からは、目標金額に達した場合は、クラウドファンディングを終了する。結果的に多少金額が増えても、その分は交付するとの答弁がありました。

次に、総務部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」について、執行部から、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金など、総額で30億4,007万円の増額補正を行うものである。補正予算の財源として必要になる一般財源については、財政調整基金の取崩しで対応するものであるとの説明がありました。

委員から、6月補正予算で18億円余りを財政調整基金から取り崩すことについて、どういう議論があったのかとの質疑がありました。

執行部からは、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金について、多くの事業者から申請があり、その思いに少しでも応えたいという考えがあった。また、今後の財政調整基金の安定的な運営に一定の見通しがついていることも総合的に勘案をして、今回の判断に至ったとの答弁がありました。

さらに委員から、本来、売上高100億円を目指すくらい勢いのある企業には、金融機関が伴走していくものではないのか。そこへ県民の税金を補助金としてつぎ込むことの妥当性については、もっと慎重な議論が必要ではないのかとの質疑がありました。

執行部からは、令和8年度については、当初予算でこの補助金を交付しており、それに対して多くの申請を頂いたため、このスキームの中でやっていくと判断したものである。来年度以降の在り方については、引き続き検討していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第6号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」及び第7号「高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県の基準条例が規定している、人員、設備、運営等の基準について参照している国の基準府省令が一部改正されたことを考慮し改正するものであるとの説明がありました。

委員から、1学級の園児数や職員の配置基準を経過措置の期限までに法令に基づく人数にする必要がある。保育士等が不足している中で人員の確保についてはどうするのかとの質疑がありました。

執行部からは、保育士の人材確保については、修学資金の貸付けや就職先のマッチング、今年度も高校生向けのバスツアーなど、いろいろな形で取り組んでいる。また、昨年、国が配置基準を満たしていない施設の状況を調査をした際、基準を満たしている全国の施設の割合が、97.2%になったことを受けて、配置基準の経過措置は令和10年3月31日までとされたものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総合企画部についてであります。

「とさでん交通の令和7年度決算等について」、執行部から、営業損益については、令

和7年度は3億3,500万円の赤字となっているが、前年度から1,200万円改善されている。また令和元年度の5億600万円の赤字と比較しても、1億7,000万円の改善となり、売上げの回復や経費削減といった経営努力の成果が出た。また、特別利益は、県の債務償還支援の補助金のほか、国、県、沿線市町からの補助金や給付金により15億8,100万円となり、結果、当期純損益は、8億2,000万円の黒字で過去最高の黒字決算となっているとの説明がありました。

委員から、とさでん交通の職員の処遇はどのように改善されてきているのかとの質問がありました。

執行部からは、毎年のベースアップに併せ、賞与についても直近3年間で0.6月ほど増やすなどの改善を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、バスに乗った際、サービス、対応のよい運転手とそうでない運転手の差があるように感じるが、どのような取組を行っているのかとの質問がありました。

執行部からは、接遇改善に向けた研修の実施をしたり、利用者からの意見や、模範になるケースがある場合は、社内で共有しているとの答弁がありました。

さらに委員から、県民が気持ちよく公共交通機関を利用できるよう、サービスの徹底をお願いしたいとの意見がありました。

次に、総務部についてであります。

「県有建築物における建築基準法に基づく定期点検の未実施の対応状況」について、執行部から、本年3月に公表した建築基準法に基づく定期点検を実施していないことが判明した各施設の7月1日時点での対応状況についての報告である。

建築物の点検未実施が明らかとなった7施設15棟では、点検が終了しているのは6施設10棟、そのうち指摘なしは2施設2棟。指摘ありは1施設1棟であるが、運営に支障がないため経過観察中である。点検結果待ちは3施設7棟であり、点検中が1施設5棟である。

また、外壁全面打診調査は、未実施が明らかとなった14施設23棟のうち、調査が終了している3施設3棟全てで指摘があったが、1施設1棟は修繕発注済、2施設2棟は運営に支障がないため経過観察中である。調査中は9施設16棟、調査発注手続き中は2施設4棟である。いずれの点検、調査においても、今後、指摘があれば状況を踏まえた適切な対応を行う予定である。

再発防止策として、4月に総務部長通知を発出し全庁へ法令遵守の徹底を図ったほか、建築基準法以外にも、各種法令により必要となる点検があるため、主な点検内容をまとめた法定点検一覧表を全庁に通知するなど、再発防止の徹底を図ったとの説明がありました。

委員から、今回の複数の報告事案を聞くと県庁職員はどのような仕事でも法令に基づいて行っているということを忘れていないのかという思いになる。ささいなことでも仕事の背景にこういった法律や条例があるかをきちんと把握した上で仕事に当たっていた

だきたい。引き継ぎもきちんと徹底させたら、こういったミスはほとんどなくなってくるのではないと思う。公務の適正な執行について総務部長通知で周知しているとのことだが、出先機関などの現場に、対応できているか再確認をして、きちんとするようにもう1回指導してはどうかとの質問がありました。

執行部からは、県庁職員は法令に基づいて仕事をしているので、その点はしっかりやらなければいけないところである。そして、仕事を行っていく上で、根拠条文などを改めて確認をするということ、周りの人と情報共有をきちんとするということは徹底をしなければいけないと思っている。また、人事異動があるため、行政として継続して仕事を行っていく上では、引き継ぎが大変重要だと考えている。やり方は今後検討が必要だが、全庁で徹底するように、各部局任せではなく総務部がしっかりと下支えをしていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」について、執行部から、本事業は、令和22年、2040年を見据えた「高校教育改革に関する基本方針～ネクストハイスクール構想～」の実現を目指す国の事業で、都道府県に基金を設置、改革を先導する拠点校のパイロットケースを創設し、取組・成果を域内の高校に普及するものである。

国が示す3類型に基づき、高知農業高校、高知小津高校、高知東高校、高知丸の内高校の4校を拠点とする事業計画を国に申請したところ、審査の結果、理数系人材育成拠点として申請した高知小津高校の1校のみが採択された。このため不採択となった3校の計画について、内容を再検討し、国の再公募に申請する予定であるとの説明がありました。

委員から、人的配置についても基金の対象となるのかとの質問がありました。

執行部からは、常勤の職員は対象外だが、会計年度任用職員については対象となる、との答弁がありました。

別の委員から、不採択となった事業について、文部科学省から不採択の理由や点数などが示されたのかとの質問がありました。

執行部からは、点数は開示してもらえなかったが、こういったところに改善点があるのかということは、文部科学省から説明があったとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、デジタル技術のような最新技術の活用となった場合、指導する人材も重要になってくるが、その点についてどう取り組んできたのかとの質問がありました。

執行部からは、学校で取り組む内容について、各産業団体や高等教育機関、県の出先機関も含め、こういった協力をしていただけるのか話しに行き、協力を得られるよう一定めどが立った上で申請をしているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎金岡委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎金岡委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎金岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎金岡委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎金岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

《出先機関等調査取りまとめ及び県外調査について》

◎金岡委員長 以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に、委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

まず1点目は、出先機関等の調査事項の取りまとめの委員会の開催日程についてです。

1つの案として7月30日木曜日の午前に開催してはどうかと思いますが、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎金岡委員長 正場に復します。

それでは、7月30日木曜日の午前10時より委員会を開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎金岡委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定しました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

◎書記 それでは県外調査の候補地について御説明いたします。総務委員会県外視察日程案の資料を御覧ください。

おおまかな候補地としては2つありまして、北海道方面、九州方面としております。

日程案①北海道方面は、松前高等学校の全国生徒募集に向けた取組、北海道新幹線の取組と効果、北広島市のKUBOTA AGRIFRONTにおける農業教育の取組などを調査候補としています。日程案②九州方面は、福岡県警の少年サポートセンターにおける支援の取組、長崎県の長崎スタジアムシティを核とした地域創生の取組、佐世保市のバス事業者への支援の取組などを調査候補としています。

日程案とは別に、調査候補先の資料、各候補先の地図を作成しております。カレンダーは、事務局で把握しております7月から9月までの議会関係のスケジュールになります。県外調査の期間は、9月1日火曜日から4日金曜日までのうち、3日間をお願いします。

本日は、調査先の候補と日程を決めていただけたらと思います。調査先との交渉はこれからですので、お示ししている候補以外で御希望があれば、調整したいと思います。

説明は以上です。

◎金岡委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

－候補地等について協議－

(正副一任の意見が多数)

◎金岡委員長 正場に復します。

調査先、調査日程につきましては、正副一任ということをお願いいたします。

(異議なし)

◎金岡委員長 以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(10時20分閉会)